

## ●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年10月28日

香川県監査委員 林 熱  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料のうち継続分については、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるにもかかわらず、収入調定が10か月以上遅れているものがあった。（医務国保課）</p> <p>(イ) 証紙の消印日と証紙収納簿記載の収納日が一致していないものがあった。（長寿社会対策課）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 県内旅費について、旅行日から6か月以上遅れて請求されているものがあった。（障害福祉課）</p> <p>(イ) がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について、額の確定が著しく遅延していた。（健康福祉総務課）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 消防設備等保守点検業務の委託に当たり、業務の内容について、契約書又は仕様書等において、新</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 毎年、年度当初に使用料の収入手続を行うことを、業務マニュアルに追記し、継続使用分について一覧表を作成して、事務処理漏れがないよう3月末に一覧表で確認することとした。</p> <p>(イ) 事務担当者の他に、複数の職員がチェックして、記載事項に誤りがないか確認することとした。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 帰着後速やかに旅費システムで精算手続ができているか、庶務担当者が自家用車公務使用申請書と県内出張報告をチェックし、申請漏れがあれば早急に申請するよう職員を指導することとした。</p> <p>(イ) 再発を防止するため、補助金に係る事務について、申請から額の確定までの一連の工程のチェックリストを作成し、起案に添付して、進捗状況を確認することとした。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 平成26年度から、業務委託仕様書等について、新築した別館を含め、消火器や消防設備の台数等</p>

	<p>築した別館を含め、より具体的かつ明確に記載する必要があった。</p> <p>(子ども女性相談センター)</p> <p>(イ) 修繕料については、事前に見積書を徴収して金額を算出することが困難な場合を除き、見積書を徴収する必要がある。(川部みどり園)</p>	<p>を一覧表にするなど記載内容をより具体的かつ明確にした。</p> <p>(イ) 今後、事前に見積書を徴収することが困難な場合を除き、見積書を徴収することとした。</p>
	<p>エ 物品について</p> <p>(ア) 西部子ども相談センターにおいて、公用車の鍵の紛失が2件あった。(子ども女性相談センター)</p> <p>(イ) 借入物品であるファクシミリ及び電話機が借入品出納保管簿に登記されていなかった。(障害福祉課)</p>	<p>エ 物品について</p> <p>(ア) 公用車の鍵のキー ホルダーを堅牢なものに交換し、乗車時、降車時に必ず確認するなど適切な管理を行うこととした。</p> <p>(イ) 直ちに借入品出納保管簿に登記した。</p> <p>今後は、物品を借り入れた場合は、契約時に借入品出納保管簿等の帳簿についても併せて決裁を受けることとした。</p>